

大学生等就学支援事業について

※昨年度同事業にて、給付を受けた方は対象外です。

新型コロナウイルス感染症が未だ見通せない状況下において、大学生等はアルバイト等が制限されることに加え、学校ではオンライン授業の導入により、機器等の整備費用など経済的な負担も強いられていることから、令和2年度に行った本事業を継続することで、県内外に在学している南砺市出身の大学1年生等を支援します。

1. 対象者

- (1)～(4)のいずれの要件も満たしていることが必要です。
- (1) 平成15年4月1日までに生まれた方
 - (2) 昨年度同事業にて未申請の方
 - (3) 県内または県外の大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院、予備校に在籍している方
 - (4) 令和3年10月1日現在、学生本人または保護者のいずれかが南砺市に住所を有していること

2. 支給額

1人につき 50,000円 を支給します。

3. 提出書類

- (1) 南砺市のホームページからダウンロードまたは各市民センター窓口で受け取った申請書に必要事項を記載したもの
- (2) 在学証明書の原本（令和3年10月以降に発行されたもの）
- (3) 学生本人または保護者のいずれかが南砺市に住所を有していることが証明できるもの（マイナンバーカード(写)、住民票、免許証(写) 等）
- (4) 学生本人が南砺市に住所を有していない場合は、保護者との続き柄が証明できるもの（戸籍抄本、源泉徴収票(写)、健康保険証(写) 等）
- (5) 口座振込依頼書（学生本人の名義の口座）
※通帳またはキャッシュカードの写しを添付してください。

4. 提出先

南砺市教育委員会 教育部 教育総務課総務係（庁舎別館4階）
及び、南砺市内各市民センター窓口
[郵送の場合]
〒939-1692 南砺市荒木1550
南砺市教育委員会 教育部 教育総務課総務係

（続き裏面）

5. 申請期間

令和3年11月1日（月）～令和4年3月10日（木）

※申請は学生1人につき1回限りです。

6. 支給の流れ

申請を受け付けた後、申請内容の確認ができましたら支給決定通知書を申請者に送付します。その後順次、ご指定の口座に振込いたします。

7. お問い合わせ先

南砺市教育委員会 教育部 教育総務課総務係

TEL：0763-23-2012

FAX：0763-52-6350